

栃木県指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査要綱

第1 目的

この要綱は、栃木県が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32及び第51条の33の規定、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定並びに障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日付け障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査対象事業者

検査対象事業者は、指定を受けている事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）が全て県内であって、次に掲げる障害福祉サービス事業者等以外の障害福祉サービス事業者等を対象とする。

- 1 指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が宇都宮市内にのみ所在するもの
- 2 障害者総合支援法に基づく指定事業所等が栃木市内にのみ所在するもの
- 3 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町内にのみ所在するもの
- 4 指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町内にのみ所在するもの

第3 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指定事業所等の指定権限を有する市町の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、検査の体制は、次のとおりとする。

- 1 一般監査
一般監査は、指導監査課が行うものとする。ただし、必要に応じて障害福祉課と合同で行うものとする。
- 2 特別監査
特別監査は、指導監査課が行うものとする。ただし、必要に応じて障害福祉課と合同で行うものとする。

第4 検査等

1 検査の種類

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、検査対象の全ての障害福祉サービス事業

者を対象に、実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者に対し実施するものとする。

2 検査等実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

ア 一般検査（概ね6年に1回実施）

すべての事業者を対象として計画的に検査を実施することとし、検査対象は、毎年度指導監査課が策定する実施計画に基づき、選定するものとする。

イ 特別検査

指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者を検査対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、様式1、2により、検査対象となる障害サービス事業者に対し、実施時期、検査担当職員の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、検査の当日に通知を行うことができるものとする。

(3) 一般検査の実施

ア 一般検査は、業務管理体制の届出内容を確認するため、障害福祉サービス事業者等から書面で報告等を徴収する書面検査を基本とし、必要に応じて、障害福祉サービス事業者等又はその従業者に出頭を求め、面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査の方法、又は障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する立入検査の方法により行うものとする。

イ 一般検査の方法は、届出内容について、文書により次の報告を求める。

(ア) 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

(ウ) 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容

ウ 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、様式3により文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

(4) 特別検査の実施

ア 指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者及び指定事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

イ 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、様式3により文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

ウ 障害福祉サービス事業者が行政上の措置にかかる命令に違反したときは、当該違反の内容を指定事業所等の権限を有する市町に通知するとともに、他の事業所等の指定・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

3 行政上の措置等

(1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者に対し、様式4、5により期限を付して文書で通知するものとする。

ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(2) 障害福祉サービス事業者が3(1)イの命令に違反したときは、様式6により文書で関係市町長に通知するものとする。

(3) 市町長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、様式7により求めのあった市町長に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を関係市町長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

附 則

この検査要綱は、令和4年4月12日から施行する。